#### 料金表

#### 通則

#### (料金の計算方法等)

1 当社は、料金及び工事費の計算について、次の表に規定するとおりとします。

#### 計算方法

この料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月(そのパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合のパケット通信料については、パケット通信が終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更する ことがあります。

#### (端数処理)

4 当社は、料金及び工事費の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

#### (一括請求の取扱い)

- 5 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を当社が提供する他の電気通信サービスであって(当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限ります。以下「統合対象サービス」といいます。)に係る料金等に合わせて、一括して請求(以下「YAMADA Air Mobile一括請求」といいます。)します。
- 6 当社は、YAMADA Air Mobile一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
  - (1) YAMADA Air Mobile契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。
  - (2) YAMADA Air Mobile契約若しくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。
  - (3) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
- 7 YAMADA Air Mobile 一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

#### (料金額の通知)

8 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

#### (料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (料金の一括後払い)

- 1 1 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、 当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 12 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限ります。)が 3,000円(税込)に満たないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まと めて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の 申出があったときは、この限りでありません。

#### (消費税相当額の加算)

13 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (料金の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 15 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス 取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

## 第1表 YAMADA Air Mobile 4G に関する料金

#### 第1 基本使用料

#### 1 適用

基本使用料の適用については、第34条(料金及び工事に関する費用)及び第35条(基本使用料の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

#### 基本使用料の適用

## (1)基本 使用料の 料金種別

ア YAMADA Air Mobile 4Gには、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる料金種別を適用します。

契約の種類及び種別		料金種別		
一般契約		4 G データプラン(ベーシック)		
定	第1種定期契約	4 G データプラン(にねん)		
定期契約	第2種定期契約	4 G データプラン(バリューセット for 4		
約		G)		
	第3種定期契約	4Gデータプラン(バリューセット ライト f		
		or 4G)		
	第4種定期契約	4 G データプラン(にねん+アシスト170		
		0)		
	第5種定期契約	4 Gデータプラン(にねん+アシスト280		
		0)		
	第6種定期契約	4 Gデータプラン(よねん)		

- イ 契約者は、料金種別の変更をする場合、その変更前の料金種別に係る契約を解除すると同時に新たに変更後の料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。
- ウ 基本使用料は日割りしません。ただし、次に掲げる場合に該当するとき は、基本使用料は日割りします。
- (ア) 料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。
- (イ)料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
- (ウ) 料金月の起算日以外の日に YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡があったとき。
- エ 契約者(当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者に限ります。 以下同じとします。)は、あらかじめアの表の契約の種類及び種別並びに

	基本使用料の料金種別を選択していただきます。
	オ エに規定する契約者に関する条件を確認するため、契約者は、料金種別
	を選択する際に、あらかじめ移動無線装置を特定する情報を申告してい
	ただきます。
(2) ベ	ア ベーシックに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定が
ーシック	ある場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用します。
に係る基	イ ベーシックに係る契約の解除があった場合における取扱いについて
本使用料	は、(1) イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金
の取扱い	月までの基本使用料を適用します。
(3) [	ア にねんに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある
ねんに係	場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用します。
る基本使	イ にねんに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、
用料の取	(1) イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月まで
扱い	の基本使用料を適用します。
(4) バ	ア バリューセット for 4Gに係る基本使用料については、この料金
リューセ	表に別段の規定がある場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適
ット fo	用します。
r 4 G に	イ バリューセット for 4 Gに係る契約の解除があった場合における
係る基本	取扱いについては、(1)イに定める場合を除き、その契約解除日の前日
使用料の	が属する料金月までの基本使用料を適用します。
取扱い	
(5) バ	ア バリューセット ライト for 4Gに係る基本使用料については、こ
リューセ	の料金表に別段の規定がある場合を除き、2 (料金額) に規定する料金
ット ライ	額を適用します。
⊦ for	イ バリューセット ライト for 4Gに係る契約の解除があった場合
4 G に係	における取扱いについては、(1)イに定める場合を除き、その契約解除
る基本使	日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
用料の取	
扱い	
3/20	

(5) の2 ア にねん+アシスト1700に係る基本使用料については、この料金表 に別段の規定がある場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用 にねん+ アシスト します。 イ にねん+アシスト1700に係る契約の解除があった場合における取 1700 に係る基 扱いについては、(1) イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が 本使用料 属する料金月までの基本使用料を適用します。 の取扱い (5) 03ア にねん+アシスト2800に係る基本使用料については、この料金表 に別段の規定がある場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用 にねん+ アシスト 2800 イ にねん+アシスト2800に係る契約の解除があった場合における取 扱いについては、(1)イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が に係る基 属する料金月までの基本使用料を適用します。 本使用料 の取扱い (5) 04ア よねんに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある 場合を除き、2(料金額)に規定する料金額を適用します。 よねんに 係る基本 イ よねんに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、 (1) イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月ま 使用料の 取扱い での基本使用料を適用します。 (6) モバ | ア モバイル&BB割とは、1の料金月の全部又は一部の期間において4 Gデータプラン (にねん)、4Gデータプラン (バリューセット for イル&B 4G)、4Gデータプラン (バリューセット ライト for 4G)、4GB割の適 データプラン(にねん+アシスト1700)、4Gデータプラン(にねん 用 +アシスト2800)又は4Gデータプラン(よねん)の料金種別(以下 「割引適格料金種別」といいます。)が適用される契約者が当該料金月の 期間において YAMADA Air Mobile 契約約款(固定データ通信編)に基づ き提供するADSL接続サービス(同契約約款に定めるところにより割 引適格料金種別と対応させてモバイルセット料金が適用されているもの に限ります。以下この欄において同じとします。)又はフレッツ接続サー ビス(同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させて 提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る契 約(以下「固定データ通信契約」といいます。)により基本使用料の支払

いを要する場合であって、次の表の左欄に掲げる事由に該当するとき、

料金の取扱いについて次の表の右欄に定める金額を基本使用料から減額することをいいます。

YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デ	953円(税抜)
一タ通信編)に定めるADSL接続	
サービスに係る契約について適用す	
る場合	
YAMADA Air Mobile 契約約款(固定デ	400円(税抜)
- タ通信編)に定めるフレッツ接続	
サービスに係る契約について適用す	
る場合	

- イ モバイル&BB割の適用においては、1のYAMADA Air Mobile 4G契約に対し1の固定データ通信契約を対応させるものとします。
- ウ モバイル&BB割を適用するにあたり、1のYAMADA Air Mobile 4G契約と対応させることができる契約として、ADSL接続サービス及びフレッツ接続サービスの双方の固定データ通信契約がある場合、ADSL接続サービスに係る契約を対応させるものとします。

## 2 料金額

1契約ごとに月額

区分	料 金 額
4 G データプラン(ベーシック)	7,500円(税抜)
4 G データプラン(にねん)	6,200円(税抜)
4 G データプラン (バリューセット for 4 G)	7,791円(税抜)
4 G データプラン(バリューセット ライト	
for 4G)	7, 248円(税抜)
4 G データプラン(にねん+アシスト170	7,820円(税抜)
0)	7, 32311 (1)61227
4 G データプラン(にねん+アシスト280	   8, 867円 (税抜)
0)	ע אנונוער) נין איני איני איני איני איני איני איני
4 G データプラン(よねん)	6,200円(税抜)

## 第2 パケット通信料

#### 1 適用

パケット通信料の適用については、第36条(パケット通信料の支払義務)の規定に よるほか、次のとおりとします。

#### パケット通信料の適用

# ト通信料の 適用

- (1) パケッ | ア パケット通信料は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について 128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2(料金額)に規定 する料金額を適用します。
  - イ 契約者が次に掲げる場合のいずれかに該当するとき、その該当したと きから当該料金月の間、当社はその通信について制限します。
    - (ア) 1の料金月において当該料金月内の契約者の通信が7ギガバイ トを超えたとき。
    - (イ) 1の料金月において速度制限解除が適用されたときから当該料 金月の末日までの間の契約者の通信が2ギガバイトを超えたと き。
  - ウ 契約者が速度制限解除の適用を申し込み、当社がそれを承諾したとき、 当該料金月内に限り、当該契約者は、前項に定める通信の制限を受けま せん。ただし、速度制限解除の適用は、1の制限につき1回までとしま す。
  - エ 速度制限解除の適用を受ける契約者は、次の表に規定する料金額の支 払いを要します。

1契約ごとに適用1回あたり次の料金額

区分	料金額
本在如阳柳岭村	2, 500円
速度制限解除料	(税抜)

- オ 前項の規定にかかわらず、料金月の初日に契約を解除した場合、速度 制限解除料の支払いを要しません。ただし、契約を解除すると同時に新 たな契約を締結した場合はこの限りではありません。
- カ 次の通信については、イの各号に定める通信量に含みません。
  - (ア) 当社の YAMADA Air Mobile 取扱所等に設置されている電気通信 設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換 えるために行われる通信(当社が別に定めるものに限ります。)
  - (イ) その他当社が別に定める通信
- キ 端末設備の種類等によっては、ソフトウェアやアプリケーション等の 仕様による通信等を自動で行います(以下この欄において「自動通信」と いいます。)。自動通信については課金対象パケットとして測定する場合 があります。

(2) 基本 使用料の料 金種別によ るパケット 通信料の減 額適用

(2) 基本 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、そ 使用料の料 の契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額 金種別によ の支払いを要しません。

1契約ごとに月額

	7415 - 21 7120
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
4 Gデータプラン(ベーシック)	(1)アに規定した料金額
4 Gデータプラン(にねん)	(1)アに規定した料金額
4 Gデータプラン(バリューセット	(1)アに規定した料金額
for 4G)	
4 Gデータプラン(バリューセット	(1)アに規定した料金額
ライト for 4G)	
4 Gデータプラン(にねん+アシス	(1)アに規定した料金額
F1700)	
4 Gデータプラン(にねん+アシス	(1)アに規定した料金額
F2800)	
4 Gデータプラン(よねん)	(1)アに規定した料金額

#### 2 料金額

区分	料金額	
4 Gデータプランに係る料金種別	1課金対象パケットごとに0.04円	
4Gナーダフランに係る科並性別	(税抜)	

## 第3 削除

#### 第4 契約解除料

(契約解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める 提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。)

#### 1 適用

契約解除料の適用については、第38条(定期契約に係る契約解除料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

#### 契約解除料の適用

## (1) 定期契約 に係る契約 解除料の適 用

- (1) 定期契約 ア 第1種定期契約及び第6種定期契約に係る契約解除料は、2(料に係る契約 金額)の2-1に規定する額を適用します。
  - イ 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約に係る契約解除料は、その定期契約の種別及び経過期間に応じて、2(料金額)の2-2に規定する額を適用します。
  - ウ 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約に関するイに規定する経過期間は、定期契約を締結した日を含む料金月(以下「契約月」といいます。)から起算して、解除があった日を含む料金月(以下「解除月」といいます。)までの月数とします。
  - エ ウの規定にかかわらず、契約を解除すると同時に新たに第2種定期契約又は第3種定期契約を締結したとき、新たに締結した第2種定期契約又は第3種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月の翌月から起算して、解除月までの月数とします。ただし、契約月と解除月が同じ月である場合、1ヶ月とみなします。

## (2)契約解除料 の支払いを 要しない場 合

契約者は、次の場合には、2(料金額)に規定する契約解除料の支払いを要しません。

- ア 第1種定期契約又は第6種定期契約について、その契約満了日の 属する料金月、その翌料金月又は翌々料金月に当該契約の解除があったとき。
- イ 第19条(定期契約の満了に伴う契約の更新等)第2項の規定に 基づき変更された第1種定期契約について、その変更があった日の 属する料金月又はその翌料金月に当該契約の解除があったとき。
- ウ 契約満了日を含む料金月に第1種定期契約又は第6種定期契約 を解除すると同時に新たにYAMADA Air Mobile 4G契約を締結した とき。
- エ 第1種定期契約を解除すると同時に新たに第2種定期契約、第3 種定期契約、第4種定期契約、第5種定期契約又は第6種定期契約 を締結したとき(ウに定める場合を除きます。)。
- オ 第6種定期契約を解除すると同時に新たに第1種定期契約、第2 種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約又は第5種定期契約 を締結したとき(ウに定める場合を除きます。)。
- カ 第1種定期契約又は第6種定期契約を解除すると同時に新たに 当社が定める YAMADA Air Mobile 契約約款 (データ通信サービス 編)に規定するデータ通信サービス B(Pocket WiFiプラ ン2 (ベーシック)に限ります。)に係る契約を締結したとき。

## 2 料金額

## 2-1 第1種定期契約

第 1 種定期契約	9,500円(税抜)
第6種定期契約	9,500円(税抜)

## 2-2 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約

## (1) 第2種定期契約及び第3種定期契約

		料金額	
		第2種定期契約	第3種定期契約
		4 G データプラン(バリューセット	4 Gデータプラン(バリューセット
		for 4G)	ライト for 4G)
経	1 ケ	38, 172円	25, 143円
過	月	(税抜)	(税抜)
期	2 ታ	36,981円	24, 496円
間	月	(税抜)	(税抜)
	3 ケ	35,791円	23,848円
	月	(税抜)	(税抜)
	4ヶ	34,600円	23, 200円
	月	(税抜)	(税抜)
	5ヶ	33,410円	22, 553円
	月	(税抜)	(税抜)
	6ヶ	32,219円	21,905円
	月	(税抜)	(税抜)
	7ヶ	31,029円	21, 258円
	月	(税抜)	(税抜)
	8 ケ	29,839円	20,610円
	月	(税抜)	(税抜)
	9ヶ	28,648円	19,962円
	月	(税抜)	(税抜)

10	27, 458円	19,315円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 1	26,267円	18,667円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 2	25,077円	18,019円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 3	23,886円	17,372円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 4	22,696円	16,724円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 5	21,505円	16,077円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 6	20,315円	15,429円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 7	19, 124円	14,781円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 8	17,934円	14,134円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 9	16,743円	13,486円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 0	15,553円	12,839円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 1	14,362円	12, 191円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 2	13, 172円	11,543円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 3	11,981円	10,896円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 4	10,791円	10,248円
ヶ月	(税抜)	(税抜)

## (2) 第4種定期契約及び第5種定期契約

料金額	
第 4 種定期契約	第5種定期契約

		4 Gデータプラン(にねん+アシスト	4 G データプラン(にねん+アシスト
		1700)	2800)
経	1ヶ	38, 858円	64,000円
過	月	(税抜)	(税抜)
期	2ヶ	37,639円	61,734円
間	月	(税抜)	(税抜)
	3 ケ	36,419円	59,467円
	月	(税抜)	(税抜)
	4ヶ	35,200円	57, 200円
	月	(税抜)	(税抜)
	5ヶ	33,981円	54,934円
	月	(税抜)	(税抜)
	6ヶ	32,762円	52,667円
	月	(税抜)	(税抜)
	7ヶ	31,543円	50, 400円
	月	(税抜)	(税抜)
	8 ケ	30,324円	48, 134円
	月	(税抜)	(税抜)
	9ヶ	29,105円	45,867円
	月	(税抜)	(税抜)
	10	27,886円	43,600円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)
	11	26,667円	41,334円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)
	1 2	25, 448円	39,067円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)
	13	24,229円	36,800円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)
	1 4	23,010円	34,534円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)
	15	21,791円	32, 267円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)
	16	20,572円	30,000円
	ヶ月	(税抜)	(税抜)

1 7	19, 353円	27,734円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 8	18, 134円	25, 467円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
1 9	16, 915円	23, 200円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 0	15,696円	20,934円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 1	14,477円	18,667円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 2	13, 258円	16,400円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 3	12,039円	14, 134円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 4	10,819円	11,867円
ヶ月	(税抜)	(税抜)
2 5	9,600円	9,600円
ヶ月	(税抜)	(税抜)

## 第5 手続に関する料金

## 1 適用

手続に関する料金の適用については、第39条(手続に関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続に関する料金の適用

(1)手続に関す	手続に関する料金は、次のとおりとします。		
る料金の種別	料金種別	内 容	
	契約事務手数	YAMADA Air Mobile 4G 契約の申し込みを行い、	
	料	その承諾を受けたときに支払いを要する料金	
	EM chip	EM chipの紛失、盗難、毀損その他の理	
	再発行手数料	由により新たなEM chipの貸与を請求	
		し、その承諾を受けたときに支払いを要する料	
		金	
	支払証明書等	料金又は工事費の支払証明書、預託金預り証明	
	発行手数料	書及びこれらに類する証明書の発行に係る料	
		金	
	その他証明書	上記以外の証明書の発行に係る料金	
	の発行手数料		
	請求書発行手	料金その他の債務に関する支払いのための請	
	数料	求書の発行に係る料金	
	利用明細手数	契約者に係る YAMADA Air Mobile の通信料等	
	料	の明細の閲覧又は明細書の発行に係る料金	
	払込処理手数	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関	
	料	等において料金等を支払う際に必要となる書	
		面を送付したときに支払を要する料金	
	譲渡手数料	YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡の承認を請求	
		し、その承諾を受けたときに支払いを要する料	
		金	
(2) 契約事務	契約者がその契約	を解除すると同時に新たにYAMADA Air Mobile 4G	
手数料の適用	契約を締結したと	きは、2(料金額)に規定する契約事務手数料の	
	支払いを要しませ	ん。	
(3) 請求書の	ア 当社は、契約者から請求書発行サービスの請求があったとき		
発行に関する	は、その請求書発行サービスを廃止する請求をするまでの間、1		
適用	の料金月につき1の請求書を発行します。		
	イ アのほか、当社は、契約者又は第41条の2(契約者以外の者		
	による料金の支払い)第1項に規定する支払者が契約者の債務に		
	ついて、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を		
	経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確		
		を含みます。)又は当社が別に定める事由により	
		となった場合は、請求書を発行します。	
	ウ 第41条の2	(契約者以外の者による料金の支払い) 第2項の	

	規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、
	契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがありま
	す。
	この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求
	書を契約者の住所に送付することとします。
	エ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたとき又はイ若しく
	はウに規定する請求書の発行を受けたときは、2(料金額)に定
	める料金の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、
	この限りではありません。
	オ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者
	が請求書の発行を請求した場合、2(料金額)に定める請求書再
	発行手数料を適用します。
(4) 利用明細	ア 当社は、契約者から利用明細サービスの請求があったときは、
サービスに関	その契約者に係るワイモバイル通信サービスの通信料等につい
する適用	て、契約者サイトで閲覧を可能にします。
	イ アの場合であって、請求書が発行されるときは、その契約者に
	係る YAMADA Air Mobile の利用明細書を発行します。
	ウ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、2(料金
	額)に定める料金の支払いを要します。
	エ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者
	が利用明細の再発行を請求した場合、2(料金額)に定める利用
	明細再発行手数料を適用します。
(5) 削除	削除

## 2 料金額

2-1 2-2以外の場合で、YAMADA Air Mobileに係る契約の申込みが行われた場合

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	4, 500円(税抜)
		4, 950円(税込)
EM chip再発行手数料	再発行1回ごとに	4, 500円(税抜)
		4, 950円(税込)
支払証明書等発行手数料	1契約について発行1回ご	400円(税抜)
	とに	

2.の仏芸四妻の発伝子粉型	1却のについて発生1日ゴ	4.0.0 [] (###+)
その他証明書の発行手数料	1契約について発行1回ご	400円(税抜)
	とに	
請求書発行手数料	1契約について発行1回ご	230円(税抜)
	とに	
請求書再発行手数料	1契約について発行1回ご	230円(税抜)
	とに	
利用明細手数料(契約者が個	1契約について月額	200円(税抜)
人であるとき)		
利用明細手数料(契約者が法	1契約について月額	100円(税抜)
人であるとき)		
利用明細再発行手数料	1契約について発行1回ご	200円(税抜)
	とに	
払込処理手数料	1請求先の1料金月ごとに	300円(税抜)
14.20.20.25.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15	「調水尤の「科並月ことに	3 3 0 円(税込)
譲渡手数料	1契約ごとに	4, 500円(税抜)
· 禄/文士 蚁 个	I 大小3 C C IC	4, 950円(税込)

2-2 インターネットを経由してEMOBILE通信サービスに係る契約の申込みが 行われた場合

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	3,500円(税抜)
		3,850円(税込)
EM chip再発行手数料	再発行1回ごとに	3,500円(税抜)
		3,850円(税込)
		ただし、当面の間、当該
		料金の支払いを要しませ
		ん。請求の準備が整い次
		第、当社ホームページ等
		でお知らせします。
支払証明書等発行手数料	1契約について発行1回ご	400円(税抜)
	とに	
その他証明書の発行手数料	1契約について発行1回ご	400円(税抜)
	とに	
請求書発行手数料	1契約について発行1回ご	230円(税抜)
	とに	

請求書再発行手数料	1契約について発行1回ご	230円(税抜)
	とに	
利用明細手数料(契約者が個	1契約について月額	200円(税抜)
人であるとき)		
利用明細手数料(契約者が法	1契約について月額	100円(税抜)
人であるとき)		
利用明細再発行手数料	1契約について発行1回ご	200円(税抜)
	とに	
+/ : 3 加 I田 千 米/ 火 :	1請求先の1料金月ごとに	300円(税抜)
払込処理手数料 		330円(税込)

#### 第6 ユニバーサルサービス料

#### 1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第40条(ユニバーサルサービス料の 支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

#### ユニバーサルサービス料の適用

- ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2(料金額) に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日に その契約の解除があったときは、この限りではありません。
- イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

#### 2 料金額

#### 1契約ごとに月額

区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	3円(税抜)

## 第7 電話リレーサービス料

#### 1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第40条の2(電話リレーサービス料の 支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

#### 電話リレーサービス料の適用

- ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2(料金額) に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にそ の契約の解除があったときは、この限りではありません。
- イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。
- ウ 2 (料金額) に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

## 2 料金額

## 1契約ごとに月額

区 分	料金額
電話リレーサービス料	1円(税抜)

## 第2表 工事費

工事費は当社が別に算定する額とします。

附則

#### (実施期日)

1 この約款は、平成25年8月9日から実施します。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)に定める4Gデータプラン(ベーシック)に係る規定は、当社が別に定める日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成25年12月6日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附則

#### (実施期日)

1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 平成26年8 月1 日以降、YAMADA Air Mobile 契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件(当社が認めるものに限ります。)については、なお従前のとおりとします。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成26年12月18日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年2月20日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年4月17日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。 附 即

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。 附 則

### (実施期日)

この改正規定は、平成27年9月18日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。 附 則

### (実施期日)

1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったEMOBILE 4 G

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成29年3月21日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成30年7月5日から実施します。 附 則

## (実施期日)

この改正規定は、平成30年8月1日から実施します。

附則

#### (実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったEMOBILE 4G の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成30年10月26日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

附 則

### (実施期日)

この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

附則

## (実施期日)

この改正規定は、令和2年5月20日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

2 契約解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただ し、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又 は特約で提供しているものを除きます。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和4年6月16日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和4年6月23日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

(機種変更手数料の適用について)

2 機種変更手数料(契約者が移動無線装置の接続に関する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金をいいます。)は、当社が別に定めるところにより適用します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。

附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和6年3月15日から実施します。

附 則

## (実施期日)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。 附 則

#### (実施期日)

この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。 附 則

## (実施期日)

この改正規定は、令和7年1月16日から実施します。 附 則

## (実施期日)

この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 附 則

## (実施期日)

この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。